

代表者印での捨印は任意です。

契 約 書

収 入
印 紙

契約担当官
航空自衛隊第3輸送航空隊
会計隊長 △ △ △ △
株式会社〇〇実業
代表取締役 ○○ □□
を甲とし、 を乙として

下記により 物品売買契約を締結する。

契約金額 ¥1,980,000.-

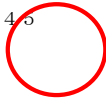
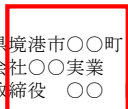
品名(件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
事務用机	〇〇 XYZ-9	台	20	90,000	1,800,000	
	—以下余白—					
				小 計	1,800,000	
				消費税額及び 地方消費税額	180,000	
				合 計	1,980,000	

納 期	令和4年3月31日	納 地	航空自衛隊美保基地
契約保証金	予決令第100条の3第3号により免除	役務提供場所	
契約方法	確定契約		
契約条項	航空自衛隊標準契約条項 物品売買契約条項及び適用契約条項の関係条項による。		
特約条項			

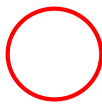
令和 年 月 日

甲 契約担当官
航空自衛隊第3輸送航空隊
会計隊長 △ △ △ △ 印

乙 鳥取県境港市〇〇町1-2-3-45
株式会社〇〇実業
代表取締役 ○○ □□ 印



社判、代表者印の押印をお願いします。



代表者印での捨印は任意です。

請 書

収入印紙

契約担当官官職氏名
 契約担当官
 航空自衛隊第3輸送航空隊
 会計隊長 △ △ △ △ 殿

契約金額 ¥539,000.-

品名(件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
事務用椅子	〇〇 789-Z	脚	50	9,800	490,000	
	-以下余白-					
				小 計	490,000	
				消費税額及び 地方消費税額	49,000	
				合 計	539,000	
納 期	令和4年3月31日		納 地	航空自衛隊美保基地		
契約保証金	予決令第100条の3第3号により免除		役務提供場所			
契約方法	確定契約					
契約条項	航空自衛隊標準請書条項 物品売買請書条項及び適用契約条項の関係条項による。					
特約条項						

上記の事項を承諾のうえ、契約を履行します。

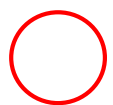
令和4年4月1日

住所、会社名、代表者名

鳥取県境港市〇〇町123-45

株式会社〇〇実業

代表取締役 〇〇 □□



住所、会社名、代表者名を記入（ゴム印可）の上社判、代表者印の押印をお願いします。

# 納入先	航空自衛隊美保基地		# 発送年月日			納品書・(受領)検査調書			
# 契約者名所	鳥取県境港市〇〇町123-45		# 輸送方法						
# 会社名代表者名	株式会社〇〇実業代表取締役 〇〇 □□		# 発送駅			物品管理官(国有財産分掌官)官職氏名			
# 調達要求番号	1234	# 契約年月日	4.4.1		物品管理官(国有財産分掌官)命令年月日(物品管理簿登記年月日)				
# 確認番号又は認証番号	A-1	# 納期	4.6.30		証書番号				
# 項目番号	# 物品番号	# 会社部品番号又は規格	# 品名	# 単位	# 単価	# 数量	# 金額	物品出納官(物品供用官)(受領者)(国有財産検取官)受領数量	# 備考
		〇〇 ABC-1	鉛筆	本	80	100	8,000		
		〇〇 123-A	消しゴム	個	60	150	9,000		
		—以下余白—							
						計	17,000		
検査指令番号			検査判定			検査結果及び物品管理官の受入命令(受領命令)により受領した。 受入 受領 年 月 日 物品出納官 (物品供用官) 所属 (受領者) 官職 (国有財産検取官) 氏名			
検査種類			納入年月日						
検査方式			検査年月日						
検査場所			検査所見						
上記のとおり検査結果を報告する。									
年 月 日		検査官	所属	官職	氏名				

代表者印での捨印は任意です。

住所、会社名、代表者名を記入(ゴム印可)の上社判、代表者印の押印をお願いします。

(1) 納品書(受領)検査調書(予決令第101条の9に規定する調書をいう。)として使用する場合は、(受領)検査調書(納品書)の文字を抹消して使用する。
(2) #印は、納入業者で記入する。
(3) 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回数1/1・2/3の如く記入する。
(4) 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。

(5) 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する。
(6) 検査所見等詳細に報告する必要がある場合は、別紙とすることができる。
(7) 用紙寸法は、A列4判とする。
(8) 幕僚長等は、必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を附け加え又は用紙の寸法を変更することができる。